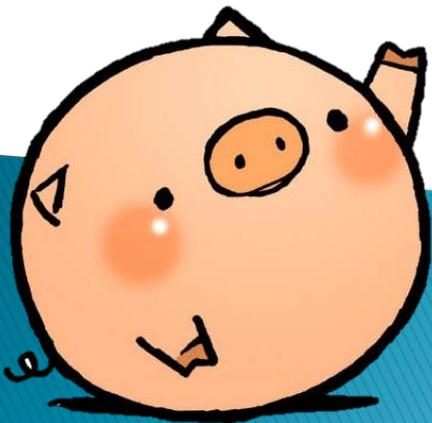


平成29年12月18日(月)
平成29年12月19日(火)

訪問型サービスAについて

前橋市 介護高齢課



1 指定状況

●訪問型サービスAの指定状況

○指定介護訪問事業所 ⇒ 100事業所

うち9事業所のみが、訪問型サービスAの指定を受けている。

○4月以降の新規指定はない。

○今後、指定事業所を増やしたい。

番号	日常生活圏域	事業所名
1	本庁管内	前橋市社会福祉協議会ヘルパーステーション
2		恵風園ホームヘルパーステーション
3		ジャパンケア前橋
4	桂萱	上毛ケアサービス訪問介護事業所
5		福システム株式会社
6	南橋	ケア桃太郎前橋営業所
7		社会福祉法人みずほ会ホームヘルプサービス事業
8	清里	きよさとヘルパーステーション
9	永明	ヘルパーステーションゆたか

2 指定基準(概要)

	現行の予防相当	多様なサービス																																							
サービス種別	①現行相当サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)		④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)																																					
人員	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配置要件</th> <th>必要な資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>常勤・専従1以上※1</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>サービス提供責任者</td> <td>常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上※2</td> <td>・介護福祉士 ・実務者研修等修了者 ・3年以上の介護等の業務に従事した初任者研修等修了者</td> </tr> <tr> <td>訪問介護員等</td> <td>常勤換算2.5以上</td> <td>・介護福祉士 ・初任者研修等修了者</td> </tr> </tbody> </table> <p>【介護予防訪問介護の基準と同様】</p> <p>※1支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2一部非常勤職員も可能</p>		配置要件	必要な資格	管理者	常勤・専従1以上※1	なし	サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上※2	・介護福祉士 ・実務者研修等修了者 ・3年以上の介護等の業務に従事した初任者研修等修了者	訪問介護員等	常勤換算2.5以上	・介護福祉士 ・初任者研修等修了者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A-1</th> <th>配置要件</th> <th>必要な資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>常勤・専従1以上※1</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>従事者のうち、利用者40人に1人以上※3</td> <td>①現行相当サービスと同様</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>①の訪問介護員に加え、必要数※4</td> <td>①の有資格者又は市が行う研修修了者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3利用者の数は、訪問介護、現行相当及び訪問型Aの利用者を足し合わせた数とする。 ※4①の常勤換算2.5とは別に配置が必要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A-2</th> <th>配置要件</th> <th>必要な資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>専従1以上※1</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>訪問事業責任者</td> <td>従事者のうち、1以上必要数</td> <td>①現行相当サービスと同様</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>必要数</td> <td>①の有資格者又は市が行う研修修了者</td> </tr> </tbody> </table>	A-1	配置要件	必要な資格	管理者	常勤・専従1以上※1	なし	訪問事業責任者	従事者のうち、利用者40人に1人以上※3	①現行相当サービスと同様	従事者	①の訪問介護員に加え、必要数※4	①の有資格者又は市が行う研修修了者	A-2	配置要件	必要な資格	管理者	専従1以上※1	なし	訪問事業責任者	従事者のうち、1以上必要数	①現行相当サービスと同様	従事者	必要数	①の有資格者又は市が行う研修修了者	<p>③訪問型サービスB (住民主体による支援)</p>	<p>※直接実施のため、指定基準は設けない</p>	<p>⑤訪問型サービスD (移動支援)</p>
		配置要件	必要な資格																																						
管理者	常勤・専従1以上※1	なし																																							
サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上※2	・介護福祉士 ・実務者研修等修了者 ・3年以上の介護等の業務に従事した初任者研修等修了者																																							
訪問介護員等	常勤換算2.5以上	・介護福祉士 ・初任者研修等修了者																																							
A-1	配置要件	必要な資格																																							
管理者	常勤・専従1以上※1	なし																																							
訪問事業責任者	従事者のうち、利用者40人に1人以上※3	①現行相当サービスと同様																																							
従事者	①の訪問介護員に加え、必要数※4	①の有資格者又は市が行う研修修了者																																							
A-2	配置要件	必要な資格																																							
管理者	専従1以上※1	なし																																							
訪問事業責任者	従事者のうち、1以上必要数	①現行相当サービスと同様																																							
従事者	必要数	①の有資格者又は市が行う研修修了者																																							
設備	<p>①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品 【現行の基準と同様】</p>	同上																																							
運営	<p>①個別サービス計画の作成 ②運営規定等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等 【現行の基準と同様】</p>	<p>①個別サービス計画の作成 ②運営規定等の説明・同意 ③提供拒否の禁止(A-2を除く) ④訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等</p>	同上																																						

3 従事者の養成状況

- 訪問型サービスA従事者養成研修の状況
 - 5月、9月、2月(予定)に市主催で研修を実施。(来年度も実施予定)
 - 各回35名の定員を越す応募がある。
 - 2回終了時点で、63名の研修修了者を排出。
 - 研修修了者を訪問型サービスAの雇用に結び付けたい。

4 利用状況

- 訪問型サービスAの利用状況
 - 利用者は、全圏域で15人のみ。(8月利用実績/実数)
 - 徐々に利用は増えてはいるが、CM・訪問介護事業所の認知度が低い。

2月に開催予定のチラシ

1月1日号の広報まえばしに募集記事を掲載予定

訪問型サービスA 従事者養成研修

新しい総合事業の開始に伴って新たにサービスとして追加される「訪問型サービスA」。現在、資格がない方でも、市で実施する研修を受講すれば、「訪問型サービスA」に従事できるようになります。

「訪問型サービスA」ってなに？

この研修のメリットは？

「訪問型サービスA」とは、生活援助（掃除、洗濯、買物、調理など）に特化したホームヘルプサービスのことを言います。したがって、更衣や入浴介助といった身体に触れる介護は行いません。

これまで、介護保険制度のヘルパーさんとして仕事をするには、約130時間もの研修を受けなければならず、費用も数万円必要でした。この研修ならば、約1/3の時間で、費用もテキスト代のみで受講することができます。

日程	科目等	内容
2月13日(火) 9:00-15:25	・オリエンテーション ・介護の基礎知識① ・介護の基礎知識②	主催者挨拶、研修の趣旨説明等 ①介護に必要な基礎知識 ②高齢化社会の現状 ①介護の意味と意義 ②利用者の尊厳等、自立に向けた介護
2月14日(水) 9:00-16:15	・介護保険制度のしくみとサービス ・高齢者の疾病と障害	①介護保険のしくみ ②介護保険のサービス概要 ①老化と障害 ②高齢者の病気 ③感染症と予防
2月15日(木) 9:00-16:15	・高齢者のこころと認知症の理解 ・コミュニケーションの基本的な技術	①認知症の理解 ②高齢者の心理 ①コミュニケーションとは ②介護におけるコミュニケーション技術の実習
2月16日(金) 9:00-16:15	・介護提供現場の理解① ・介護提供現場の理解②	①家事援助とは ②家事援助の実際 ①移乗の介助 ②車いすの移動介助
2月21日(水) 9:00-16:15	・介護提供現場の理解③ ・介護提供現場の理解④	①高齢者の食事 ②嚥下と誤嚥の理解 ③食中毒と食中毒の予防 ①高齢者が食べやすい食事（調理実習）
2月22日(木) 9:00-16:15	・リスクマネジメントとは ・緊急時の対応	①居室内の危険な場所や場面 ②リスクマネジメント ①急変対応 ②救急車の要請 ③AED操作 ④心肺蘇生
2月23日(金) 9:00-11:30	・研修を終えての総括 ・修了式	グループワーク、レポート作成 主催者挨拶、修了証授与

- 会場 群馬医療福祉大学 短期大学部
前橋市川曲町191-1
※裏面に地図があります
- 定員 先着 35名
- 申込 前橋市 介護高齢課 地域包括ケア推進係
電話 027-898-6276 (直通)
- 費用 テキスト代(2,592円)

5 訪問型サービスの報酬①

単位数は、報酬改定の結果により変動の可能性あり！

	現行の予防相当		多様なサービス	
サービス種別	①現行相当サービス		②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	
単価設定の単位	1月当たり		1回当たり	
単価	月単位	回単位	A-1	A-2
	①週1回程度 1,168単位(11,925円) ②週2回程度 2,335単位(23,840円) ③週2回を超える程度 3,704単位(37,817円) ※要支援2のみ	※サービスコード上は規定されているが、前橋市の総合事業においては適用しない	233単位(2,378円) ※所定の回数を超える利用の場合は、月額包括報酬 1,165単位/月(週1回程度) 2,214単位/月(週2回程度) 3,262単位/月(上記以上)	200単位(2,042円) ※所定の回数を超える利用の場合は、月額包括報酬 1,000単位/月(週1回程度) 1,900単位/月(週2回程度) 2,800単位/月(上記以上)
地域単価	1単位=10.21円(7級地)		1単位=10.21円(7級地)	
自己負担	1割又は2割		1割又は2割	
支給限度額管理	あり		あり	
			(住民主体による支援) ③訪問型サービスB	
			(移動支援) ⑤訪問型サービスD	

5 訪問型サービスの報酬②

単位数は、報酬改定の結果により変動の可能性あり！

加算・減算 項目	現行の予防相当	多様なサービス		③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
	①現行相当サービス	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)				
		A-1	A-2			
初回加算	200単位(2,042円)	200単位(2,042円)	200単位(2,042円)			
生活機能向上連携加算	100単位(1,021円)	100単位(1,021円)	なし			
介護職員処遇改善加算	所定単位数×8.6%等	所定単位数×8.6%等	なし			
介護職員初任者研修課程を 修了したサービス提供責任者 (訪問事業責任者)を配置	×70%	なし	なし			
事業所と同一建物の 利用者等	×90%	×90%	×90%			
特別地域加算	+15%	+15%	なし			
中山間地域等における 小規模事業所加算	+10%	+10%	なし			
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	+5%	+5%	なし			

指定申請のご検討をお願いいたします。